

記載要領等	震災特例法第 38 条の 3 第 1・3・5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書
-------	--

《使用目的等》

この届出書（「震災特例法第 38 条の 3 第 1・3・5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書」）は、震災特例法第 38 条の 3 第 1・3・5 項（いずれも第 3 号に係る部分に限ります。）の適用を受けている方（「震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書」を提出している方）が、引き続きその特例の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

この届出書は、次に掲げる期限までに提出する必要があります。

- (1) 基準日が経営贈与承継期間内に存する場合…その基準日の翌日から 5 月を経過する日
 - (2) 基準日が経営贈与承継期間の末日の翌以後に存する場合…その基準日の翌日から 3 月を経過する
- (注 1) 「認定贈与承継会社」とは、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 70 条の 7 第 2 項第 1 号に規定する会社をいいます。
- (注 2) 「認定承継会社」とは、措置法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 1 号に規定する会社をいいます。
- (注 3) 「認定相続承継会社」とは、措置法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 1 号に規定する会社をいいます。
- (注 4) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度（（贈与・相続）特定期間内に措置法第 70 条の 7 第 6 項の規定による同条第 4 項第 9 号に掲げる場合に該当するときは、売上金額が東日本大震災発生前の水準に回復した一定の事業年度前の事業年度に限ります。）の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

この特例を受けた会社は、この届出書の次葉の【図表】に示す売上割合に応じた雇用割合を確保している場合には、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの（各）期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの（各）期間（「要件免除期間」といいます。）は、雇用確保要件（措置法第 70 条の 7 第 4 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 3 項第 2 号）及び資産管理会社非該当要件（措置法第 70 条の 7 第 4 項第 9 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 3 項第 9 号）が免除又は緩和されます。

また、売上割合と雇用割合の関係は、売上割合を判定した基準日から 1 年を経過する日（雇用判定基準日）にその売上割合に応じた雇用割合を確保する必要があります。

- (注 5) 「特例対象贈与」とは、措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与をいいます。
- (注 6) 「（贈与・相続）特定期間」とは、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から平成 23 年 3 月 11 日以後最初に到来する経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後 10 年を経過する日までの期間をいいます。
- (注 7) 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する経営贈与報告基準日をいいます。
- (注 8) 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 6 号（同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 6 号、同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 5 号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間（平成 23 年 3 月 31 日以後の期間に限ります。）をいいます。
- (注 9) 「雇用判定基準日」とは、（各）基準日の翌日から 1 年を経過する日（（贈与・相続）特定期間内にあっては、（贈与・相続）経営承継期間の末日の翌日から 1 年を経過するごとの日）をいいます。

《記載要領等》

- 1 「今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が 100%以上となった事実の有無」については、今回届ける売上割合を含めて、その該当の有無により□にレ印を記載してください。「有」にレ印を記載した場合には、それに対応する要件免除期間のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。
- 2 A 欄及び B 欄は次のとおり記載します。
 - (1) A 欄は、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度の直前の事業年度（（贈与・相続）特定事業年度）の売

＜震災特例法第 38 条の 3 第 1・3・5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書 記載要領等＞

上金額を記載します。

- (2) B 欄は、特例対象贈与の時又は相続開始の時の常時使用従業員の数を記入します。

(注 10) 「常時使用従業員」とは、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 1 号イ（同法第 70 条の 2 第 2 項第 1 号イ、同法第 70 条の 4 第 2 項第 1 号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

- 3 (1)～(10)の「要件免除期間」欄は、その対象となる期間を記載します（「○ 要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）」も参照してください。）。

- 4 (1)～(10)の a 欄～ f 欄は次のとおり記載します。

- (1) 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。（売上判定事業年度））の売上金額を記載します。

- (2) 「b 売上割合」欄は、売上判定事業年度の売上金額÷（贈与・相続）特定事業年度の売上金額により求めます。

- (3) 「c 売上割合に応じた確保すべき雇用割合」欄は、b 欄に記載した売上割合に応じた確保すべき雇用割合（【図表】及び「○ 要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）」参照）を記載します。

- (4) 「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数に記載します。

- (5) 「e 雇用割合」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数により求めます。

- (6) 「f 要件の判定」欄は、「b」欄が 100%未満で「e」欄が「c」欄以上のときは、「適」に○をし、それ以外のときは、「否」に○をします。「適」に○がついた場合には、対応する要件免除期間において雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件の緩和又は免除を受けることができます。

- (7) 「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」、「e 雇用割合」及び「f 要件の判定」欄については、対応する雇用判定基準日が到来していない場合は空欄とします。

- 5 「要件免除期間」と「売上割合」・「雇用割合」の関係は「○ 要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）」を参照してください。

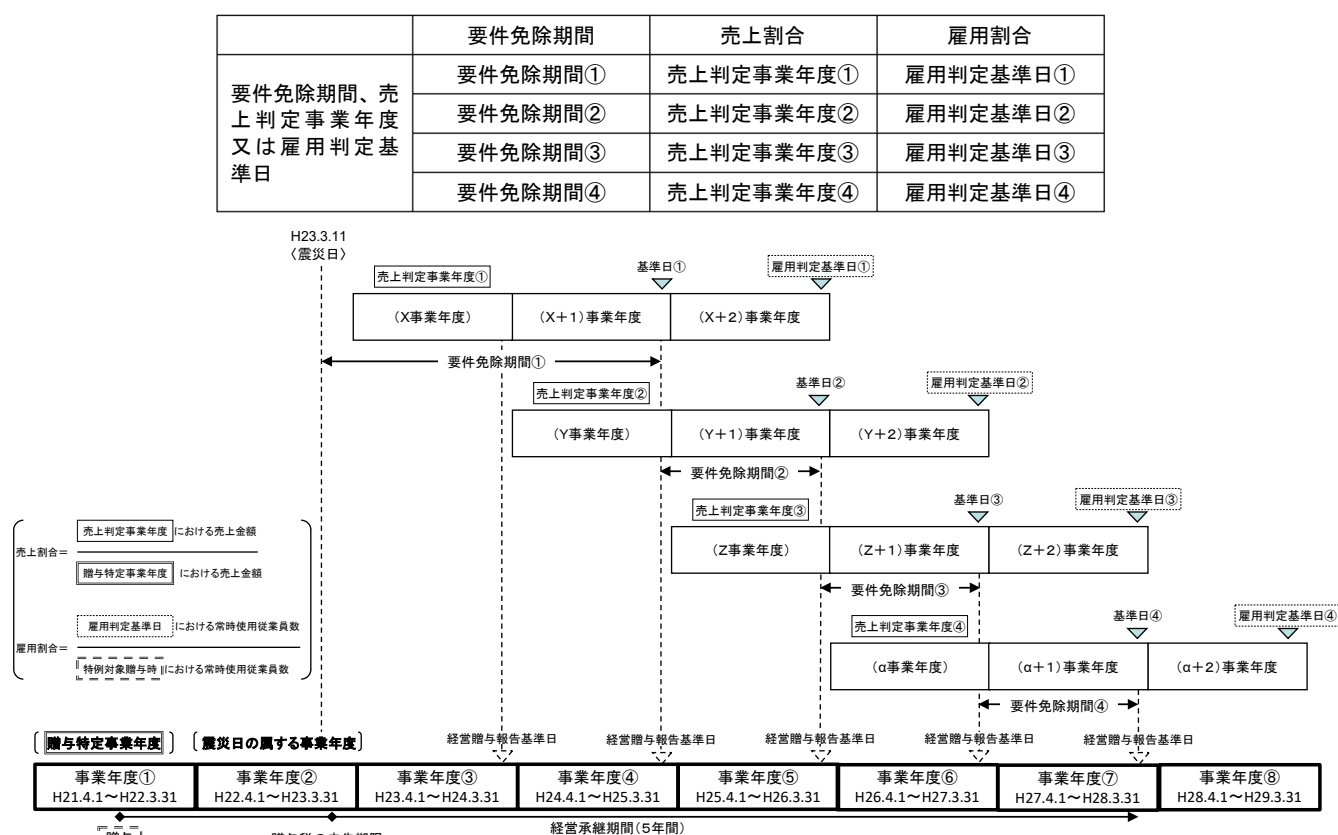
- 6 既に免除の要件を満たしていることを届け出た「要件免除期間」については、該当欄に「既に提出したとおり」などと記載しその欄の記載を省略して差し支えありません。

- 7 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の各欄の書き方については、税務署にお尋ねください。

＜震災特例法第 38 条の 3 第 1・3・5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書 記載要領等＞

○ 要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）

【震災特例法第 38 条の 3 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合〔認定贈与承継会社の場合〕】



【震災特例法第 38 条の 3 第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合〔認定承継会社の場合〕】

